都道府県家畜衛生主務課長 殿

農 林 水 産 省 消 費 · 安 全 局 動物衛生課家畜防疫対策室長

北海道苫小牧市で回収された死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5 亜型)の検出について

本日、環境省から、10月15日に北海道苫小牧市で回収された死亡野鳥(オオタカ)について、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5 亜型)が検出された旨、プレスリリースされました(別添参照)。本事例は、本年の渡り鳥の飛来シーズンを迎えて以降初めてとなる国内における同ウイルスの検出となります。

各都道府県におかれましては、「高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について」(令和7年9月8日付け7消安第3460号農林水産省消費・安全局長通知)及び「宮城県栗原市で回収された死亡野鳥におけるA型鳥インフルエンザウイルス陽性事例の確認について」(令和7年10月14日付け7消安第4234号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)を踏まえ、家きん農場及び関係者への御指導等に対応いただいているところですが、本事例を踏まえ、改めて、関係者に対して厳重な警戒を促すようお願いします。

【参考】農林水産省ウェブサイト

- 鳥インフルエンザに関する情報
 - https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html
- 令和7年度鳥インフルエンザに関する情報について
 - https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/r7_hpai_kokunai.html
- 高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について(令和7年9月 8日付け7消安第3460号農林水産省消費・安全局長通知)
 - https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/attach/pdf/r7 hpai kokunai-2.pdf
- 宮城県栗原市で回収された死亡野鳥におけるA型鳥インフルエンザウイルス陽性事例の確認について(令和7年10月14日付け7消安第4234号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)
 - https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/attach/pdf/r7 hpai kokunai-3.pdf



環境省報道発表

令和7年10月17日(金)

野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について (陽性確定 北海道苫小牧市(野鳥国内1例目))

<北海道同時発表>

- 1. 北海道苫小牧市で令和7年10月15日(水)に、オオタカの死亡野鳥1 羽が回収され、国立研究開発法人国立環境研究所で遺伝子検査を実施した ところ、同年10月17日(金)に高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5 亜型)が検出された旨の報告がありました。
- 2. 本事例は、今シーズンで1例目の野鳥における高病原性鳥インフルエンザの確認事例となります。
- 3. 国内単一箇所で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを令和7年10月17日(金) 付けで「対応レベル2」に引き上げ、野鳥における監視を強化します。

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先 環境省自然環境局野生生物課

鳥獣保護管理室

代 表: 03-3581-3351 直 通: 03-5521-8285 室 長: 佐々木 真二郎

室長補佐:佐藤 大樹 係 長:河邉 健 担 当:堀内 聖矢

■ 詳細情報

		場所		検体情報		簡易検査		遺伝子検査		野鳥監視 重点区域
	回 収 日	都道府県	市町村	検体の 種類	鳥 種 名	結果 判明日	結 果	結 果 判 明 日	結果	指 定 日
野鳥国内 1 例目	10/15	北海道	苫小牧市	死亡野鳥	オオタカ	10/15	陰性	10/17	H5 亜型高病原性鳥 インフルエンザ	10/17

■ 野鳥サーベイランスの対応レベル引き上げについて

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥 サーベイランスにおける全国の対応レベルについて、本日付けで「対応レベル2」に引き 上げ、全国での野鳥における監視やウイルス保有状況調査を強化します。

対応レベル

対応レベル 1	発生のない時(通常時)
対応レベル2	国内単一箇所において、野鳥、家きん及び飼養鳥(※)で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合(国内単一箇所発生時)
対応レベル3	国内単一箇所発生から28日以内に国内の他の箇所において、野鳥、家き ん及び飼養鳥(※)で感染が確認された場合(国内複数箇所発生時)

※ 環境試料(糞便、水等)や哺乳類から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された場合を含む

■ 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活において鳥の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。国民の皆様におかれましては、冷静な行動をお願いします。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や 市町村役場に御連絡ください。

(参考) 野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【公表について】

環境省では、野鳥監視重点区域の設定又は解除により対応レベルに変更がある場合、 野鳥等において鳥インフルエンザに由来する大量死が確認された場合など、緊急性が高 い場合には報道発表を行い、その他の場合には、下記環境省ホームページで鳥インフル エンザの発生状況を公表しています。

【参考情報】

- 高病原性鳥インフルエンザに関する情報(環境省ホームページ)
 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird flu/index.html
- 野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird flu/manual/pref 0809.html